

全国経営協「定款例の解説ならびに全国経営協モデル定款について」

社会福祉法人制度改革（改正社会福祉法の平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、すべての社会福祉法人が、平成 28 年度中に定款を変更する必要があります。

厚生労働省が平成 28 年 11 月 11 日に発出した「社会福祉法人の認可について」の一部改正通知において示された、「社会福祉法人定款例」を基に、各法人が定款の改定を行うこととなります。

そこで全国経営協では、社会福祉法人定款例の解説ならびに全国経営協モデル定款の作成を行いました。

「定款例」は、これまでの「定款準則」と異なり、定款の定め方の一例であり、その文言が定款例に拘束されるものではないことがより明確にされています。

例示の内容は、必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項の 3 区分にわかれており、各法人の判断によって定めるべき内容が多くあります。

そこで、全国経営協の考え方をもとに、定款例の解説ならびに全国経営協モデル定款を作成しました。

各法人におかれましては、定款例の解説をもとに、法人の実態に沿った定款を作成いただく必要があります。

本解説・モデル定款どおりに作成しなくてはならないわけではないことを申し添え、会員法人の皆さまの参考としてください。

（平成 28 年 11 月現在の情報を基に作成していますので、改訂する場合がございます）

定款例の解説【Word】・【PDF】

モデル定款は、以下の 4 つのモデルを参照ください。

※Word 版は、バージョンによって、モデルと解説の表示にずれが生じる場合がございますので、予めご了承下さい。

	会計監査人を設置しない法人	会計監査人設置法人 （※特定社会福祉法人）
租特法第 40 条の特例を受ける法人	全国経営協モデル定款 I 【Word】・【PDF】	全国経営協モデル定款 II 【Word】・【PDF】
租特法第 40 条の特例を受けない法人	全国経営協モデル定款 III 【Word】・【PDF】	全国経営協モデル定款 IV 【Word】・【PDF】

※事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益額」が 30 億円超か、貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円超の法人は、特定社会福祉法人となる

※特定社会福祉法人でなくとも、会計監査人を設置することもできる。その場合、II もしくは IV を参照

租税特別措置法第 40 条の特例適用とは

1. 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものと見なされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる（所得税法第 59 条第 1 項第 1 号）。一方、これらの財産を社会福祉法人に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときには、この所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第 40 条第 1 項）。
2. 社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっては、一定の事項（モデル定款 I ・ II に緑字で記載）が定款に記載されていることが必要となる。